

令和7年7月1日から 藤沢市屋外広告物条例及び施行規則が改正されます

令和7年7月1日以降の申請の際には、提出書類や様式に変更が生じますので、ご注意ください。

1 条例改正の経緯等について

屋外広告物は、老朽化した屋外広告物の落下事故等による人命に関わる重大事故が発生した例もあり、安全性の確保がより一層求められており、本市では、藤沢市屋外広告物条例を改正し、屋外広告物の管理者を明確にするとともに、点検ルールを見直しました。また、条例制定以降、屋外広告物を取り巻く状況の変化に対応するため、規制や手続きを見直しました。

より一層の安全を確保していただきますようお願いいたします。

2 安全性の確保に係る改正について

(1) 屋外広告物の管理義務者の追加（表1）

条例第12条

補修その他必要な管理や良好な状態に保持する管理義務者について、「表示者、設置者、管理者」から「表示者、設置者、管理者、所有者、占有者」へ改正されます。

(2) 安全点検の義務化及び点検者の資格等の見直し（表1）

条例第15条
規則第3条
規則第6条

改正後は、新規許可申請で既存の掲出物件を利用する時及び継続許可申請時に、安全点検が義務付けられます。

また、屋外広告物の高さにかかわらず、資格者等が劣化、損傷の状況を確認し、安全点検を義務付け「屋外広告物安全点検報告書」の提出が必要となります。

		改正前	改正後
管理義務者		表示者、設置者、管理者	左記に「所有者及び占有者」を追加
安全点検の義務		屋外広告物自主点検結果報告書の提出	点検の義務化 屋外広告物安全点検報告書に基づき点検
点検者の 資格要件 (資格者等)	高さが4m超え の屋外広告物	改正による変更なし (神奈川県条例への引用を見直し)	【特定屋外広告物安全管理者の要件】 ・屋外広告士 ・屋外広告物講習会修了者 ・職業訓練指導員免許 ・市長が上記と同等以上と認める者
	高さが4m以下 の屋外広告物 (簡易なもの※3 を除く)	点検者の資格要件なし	【点検者の資格等の要件】 ※1、2 ・屋外広告士 ・屋外広告物講習会修了者 ・職業訓練指導員免許 ・1級建築士、2級建築士 ・屋外広告物点検講習会修了者 ・市長が上記と同等以上と認める者

表1 管理義務者、安全点検の義務化、資格要件及び点検項目の見直し

- ※1 改正後は、継続申請等の際に、全ての屋外広告物に対して、有資格者等による点検が必要になりますので、ご注意ください。
- ※2 点検者を特定屋外広告物安全管理者と同一の者にする場合は、特定屋外広告物安全管理者の資格等の要件が必要になります。
- ※3 簡易なものとは、のぼり旗、広告幕、車・電車等への広告などが該当します。

3 その他の条例の見直しについて

(1) 建築物名称等の切り文字による壁面広告物の高さ規制緩和

壁面広告物は許可地域に応じて高さ規制が適用されますが、改正後は、建築物名称等の切り文字の設置に限り、高さ規制が緩和されます。

条例別表第2

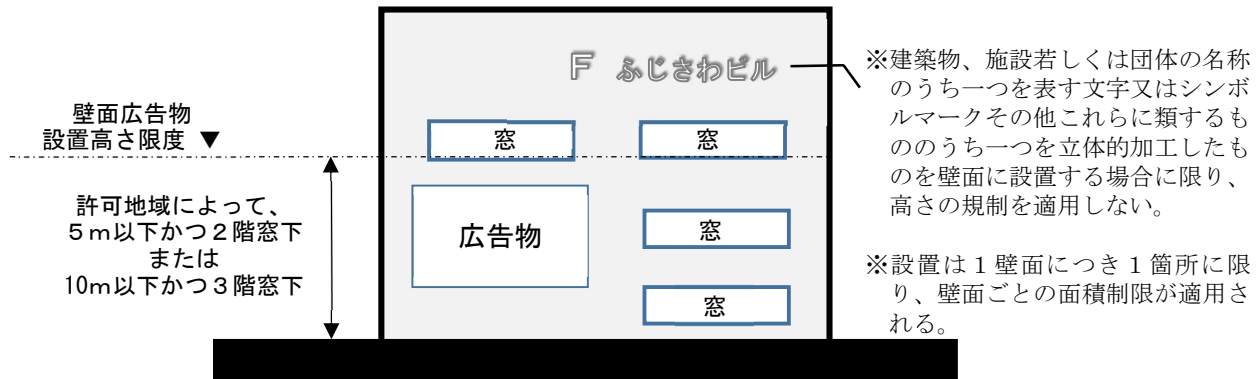


図 建築物名称等の切り文字の設置イメージ

(2) 電車や路線バスの外面利用広告の許可基準の整理

改正後は、電車のヘッドマークによる広告のみ、路線バスの後面のみのラッピング広告も可能となります。

詳細は街なみ景観課へお問い合わせください。

条例別表第3

条例別表第4

(3) 広告幕及びのぼり旗の許可期間の延長及び手数料の見直し

改正後は許可期間の限度を6月とし、許可手数料については、許可期間ごとに算定します。

条例別表第6

規則別表

	改正前		改正後	
	期間	金額	期間	金額
のぼり旗	1月以内	100円/月	6月以内	1月毎100円
広告幕		200円/月		1月毎200円

表2 許可期間と許可手数料

(4) 標識票の廃止

改正後は標識票の貼り付け義務を廃止し、許可時の標識票交付を廃止します。

標識票の廃止



現行条例第12条削除

4 改正予定及び改正内容の詳細について

- ・令和7年3月7日 藤沢市屋外広告物条例改正（公布）
- ・令和7年3月19日 藤沢市屋外広告物条例施行規則改正（公布）
- ・令和7年7月1日 藤沢市屋外広告物条例及び施行規則改正（施行）

市ホームページで、改正の詳細や新様式について、ご覧いただけます。

[ホーム](#) > [暮らし・環境](#) > [まちづくり・都市計画](#) >

[景観・風致](#) > [屋外広告物条例及び施行規則の一部改正について](#)

（事務担当）藤沢市計画建築部街なみ景観課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電話番号 0466-25-1111（内線 4261）

以上

